

## 第 4 2 号 議 案

令和 4 年度教育費 1 2 月補正予算（第 5 号）に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

令和 4 年度教育費 1 2 月補正予算（第 5 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和 3 年度教育費 6 月補正予算（第 3 号）に係る意見の申  
出の臨時代理について

令和 3 年度教育費 6 月補正予算（第 3 号）に係る意見の申出につい  
て、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求  
める。

令和４年度教育費１２月補正予算（第５号）に係る意見の申  
出について

令和４年度教育費１２月補正予算（第５号）について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 6 国庫支出金	1 国庫負担金	千円 21,054,425	千円 10,138	千円 21,064,563
	2 国庫補助金	千円 15,486,822	千円 224,839	千円 15,711,661
1 7 県支出金	2 県補助金	千円 6,350,693	千円 445,672	千円 6,796,365
2 1 繰越金	1 繰越金	千円 300,000	千円 471,726	千円 771,726
2 2 諸収入	6 雑入	千円 869,678	千円 46,256	千円 915,934

※ 「2 2 諸収入－6 雑入」のうち補正額45,745千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	1 教育総務費	千円 2,024,014	千円 5,087	千円 2,029,101
	2 小学校費	千円 3,019,476	千円 91,720	千円 3,111,196
	3 中学校費	千円 1,477,373	千円 32,949	千円 1,510,322
	4 特別支援学校費	千円 324,225	千円 4,395	千円 328,620
	5 高等学校費	千円 1,517,223	千円 13,436	千円 1,530,659
	6 社会教育費	千円 3,778,449	千円 55,966	千円 3,834,415
	7 保健体育費	千円 1,070,710	千円 23,590	千円 1,094,300

※ 上記は、事業費のほか、人件費の補正を含む

第3表 債務負担行為補正（抜粋）

（追加）

事 項	期 間	限度額
小学校給食支援事業費補助金	令和5年度	千円 35,276
中学校給食支援事業費補助金	令和5年度	33,478
特別支援学校給食支援事業費補助金	令和5年度	213

令和4年度12月補正予算 調整資料(通常分)

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財 源 内 訳				要 求 内 容	令和4年度 当初予算額 千円			
		国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円					
款項目:一覧表を参照  <b>電気料金</b>  (学校教育課) (共同調理場(中央)) (共同調理場(田主丸)) (教育センター) (南筑高校) (久留米商業高校)	152,732				152,732	<b>◎電気料金 152,732千円</b> 原発の稼働停止やウクライナ情勢、昨今の為替相場の影響により、過去に例を見ない燃料費の高騰が続いており、当初予算を上回る電気料が見込まれたため、補正するもの。	398,470			
	所管課		対象施設		費目	事業名		予算額	補正額	計
	学校教育課	久留米市立小学校		10-2-1-21-2	小学校管理費	208,127		88,785	296,912	
	学校教育課	久留米市立中学校		10-3-1-21-2	中学校管理費	116,946		32,639	149,585	
	学校教育課	久留米市立特別支援学校		10-4-1-21-2	特別支援学校管理費	18,409		4,126	22,535	
	共同調理場(中央)	中央学校給食共同調理場		10-7-3-1-3	中央学校給食共同調理場費	24,842		12,463	37,305	
	共同調理場(田主丸)	田主丸学校給食共同調理場		10-7-3-1-4	田主丸学校給食共同調理場費	7,164		4,294	11,458	
	教育センター	教育センター		10-1-3-2-1	教職員研修事業	2,744		1,646	4,390	
	南筑高等学校	南筑高等学校		10-5-1-21-2	高等学校管理費	9,495		2,465	11,960	
	久留米商業高等学校	久留米商業高等学校		10-5-1-21-2	高等学校管理費	10,742		6,314	17,056	
					合計	398,469	152,732	551,201		
款項目:10-7-3 <b>中央学校給食共同調理場費(ガス料金)</b> (共同調理場(中央))	5,464				5,464	<b>◎ 中央学校給食共同調理場 都市ガス料金 5,464千円</b> 原発の稼働停止やウクライナ情勢、昨今の為替相場の影響により、過去に例を見ない燃料費の高騰が続いており、当初予算を上回る所要額が見込まれるため、補正するもの。	15,000			

要求事項	予算要求額 千円	財 源 内 訳				要 求 内 容	令和4年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円		
款項目:10-02-01 :10-03-01 :10-04-01  <b>学校給食支援事業</b>  (学校保健課)  学校給食費の改定及び家計支援措置(支援)						◎ <b>学校給食支援事業</b>  食材費の高騰が続く今後の給食費については、有識者やPTA代表者等で構成する「久留米市学校給食費改定検討委員会」を設置し、給食費の検討を行ったところ、小学校月額500円、中学校月額1,000円の増額改定が必要との取りまとめがあった。 その一方で、現在の社会状況下では、増額幅が大きいため、家計支援として令和5年度の増額幅を2分の1とするため、当年分を学校給食会に交付するもの。 そのため、令和5年度の支援分として、債務負担行為を設定するもの。  68,967千円  【R5年度分】 68,967千円 ・小学校分(250円/月×11ヵ月×16,878人×0.76) 35,276千円 ・中学校分(500円/月×11ヵ月×8,009人×0.76) 33,478千円 ・特別支援学校分 213千円 [小学部]250円/月×11ヵ月×129人×0.16 [中学部・高等部]500円/月×11ヵ月×235人×0.12  ※上記積算における乗数の0.76/0.16/0.12は就学援助特別支援奨励費を受けていない世帯率 【参考】 本年6月の補正予算による支援措置に伴い、給食上その充実が図られている。	208,826 【6月追加補正】
		<b>【債務負担行為】</b> ○学校給食支援事業 限度額 68,967千円 期間 令和5年度					
		<b>小学校</b> 6月補正支援 月額(円) R4 R5 R6 					
		<b>中学校</b> 6月補正支援 月額(円) R4 R5 R6 					
		【補正前】 【現在】 マーガリン → バター ゼリー追加 地場産品の活用(県産麦コッペパン)					





○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### 第 4 4 号議案

令和 5 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号の規定により、令和 5 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和5年度  
人事異動方針

—久留米市立高等学校教職員—

久留米市教育委員会

# 令和5年度人事異動方針

## －久留米市立高等学校教職員－

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、「久留米市教育振興プラン」に基づき、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正な配置に努める。
- 3 教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校との人事交流を積極的に推進する。
- 4 管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。
- 5 新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

# 令和5年度人事異動取扱要綱

## － 久留米市立高等学校教職員 －

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

### 1 異動等について

#### (1) 教職員の意欲と能力の活用

ア 教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。

イ 教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。

ウ 教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。

#### (2) 人事異動対象者の条件

同一校10年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。

なお、同一校の勤務が10年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

#### (3) 地方自治法による三井中央高等学校への派遣

三井中央高等学校の学校運営が円滑に行えるよう、地方自治法第252条の17の規定に基づき、校務分掌や教科等を考慮したうえで必要とする人材を派遣する。

#### (4) 教職員の能力開発と意識改革の推進

ア 市立高校間の人事異動及び県立高校との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機会の拡大に努める。

イ 同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。

### 2 昇任・降任及び採用について

#### (1) 校長・教頭の任用について

ア 管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。

イ 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

#### (2) 主幹教諭・指導教諭の任用について

ア 配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、年齢、性別にとらわれず、適切な人材の任用を図る。

イ 主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

#### (3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るよう、教職員構成等を考慮し、原則として、令和5年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

#### (4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用（更新を含む。）については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

**三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

**四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。**
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（次号以下 略）

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。



## 第 4 5 号 議 案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱  
について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任期が令和 4 年 1 1 月 3 0 日をもって満了するので、その後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則(昭和40年久留米市教育委員会規則第6号)第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期	
知 識 経 験 者	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会	令和4年 12月1日から	
〃	かねこ むつみ 金子 むつみ	〃		
〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃		
〃	やました ひさし 山下 尚	〃		
〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃		
〃	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク		
〃	いしばし よしみつ 石橋 良光	久留米市校区まちづくり 連絡協議会		
市立小中学校の父母 教師会の役員	はつだ ひでゆき 初田 秀幸	久留米市立弓削小学校 父母教師会		令和6年 11月30日まで
〃	ほりえ こうじ 堀江 浩二	久留米市立明星中学校 父母教師会		
市立小中学校の校長	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市立篠山小学校		
〃	たけした ひでか 武下 秀華	久留米市立高良内小学校		
〃	あらき おさむ 荒木 修	久留米市立宮ノ陣中学校		
市立小中学校の教職員	えだ よしえ 江田 美江	久留米市立 久留米特別支援学校		
市 の 職 員	くろいわ たけなお 黒岩 竹直	協働推進部		
〃	とよふく ゆきこ 豊福 由紀子	子ども未来部		

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

○は新委員

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
知識経験者	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会
〃	かねこ むつみ 金子 むつみ	〃	かねこ むつみ 金子 むつみ	〃
〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃
〃	やました ひし 山下 尚	〃	やました ひし 山下 尚	〃
〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃
〃	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク
〃	いしばし よしみつ 石橋 良光	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	いしばし よしみつ 石橋 良光	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
市立小中学校の 父母教師会の役員	はつだ ひでゆき 初田 秀幸	久留米市立弓削小学校 父母教師会	はつだ ひでゆき 初田 秀幸	久留米市立弓削小学校 父母教師会
〃	ほりえ こうじ 堀江 浩二	久留米市立明星中学校 父母教師会	ほりえ こうじ 堀江 浩二	久留米市立明星中学校 父母教師会
市立小中学校 校の校長	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市立篠山小学校	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市立篠山小学校
〃	こやまつ みわこ 小屋松 美和子	久留米市立上津小学校	○ たけした ひでか 武下 秀華	久留米市立高良内小学校
〃	あらき おきむ 荒木 修	久留米市立宮ノ陣中学校	あらき おきむ 荒木 修	久留米市立宮ノ陣中学校
市立小中学校 校の教職員	えだ よしえ 江田 美江	久留米市立 久留米特別支援学校	えだ よしえ 江田 美江	久留米市立 久留米特別支援学校
市の職員	くろいわ たけなお 黒岩 竹直	協働推進部	くろいわ たけなお 黒岩 竹直	協働推進部
〃	やまぐち かよ 山口 嘉代	子ども未来部 子ども保育課	○ とよふく ゆきこ 豊福 由紀子	子ども未来部

15人／委員数

15人／委員数

[委員任期]

令和4年12月1日から令和6年11月30日（2年間）

○久留米市立小中学校通学区域審議会規則

昭和 40 年 10 月 21 日

久留米市教育委員会規則第 6 号

~~~~~

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

(平 8 教規則 5・一部改正)

(委員)

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

(平 8 教規則 5・平 9 教規則 4・平 25 教規則 19・一部改正)

(委員の任期)

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。

4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

(平 8 教規則 5・一部改正)

第 4 6 号 議 案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市社会教育委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

| 区 分     | 氏 名                     | 所 属                | 任 期                          |
|---------|-------------------------|--------------------|------------------------------|
| 学校教育関係者 | まつ お きょう こ子<br>松 尾 京 子  | 久留米市小学校長会          | 令和4年12月 1日から<br>令和6年11月30日まで |
| 社会教育関係者 | の ぐち ひろ ふみ<br>野 口 裕 史   | 久留米市校区まちづくり連絡協議会   |                              |
|         | たか みや りゅう じ二<br>高 宮 隆 二 | 久留米市子ども会連合会        |                              |
|         | なが まつ ち え枝<br>永 松 千 枝   | 久留米市女性の会婦人会連絡協議会   |                              |
|         | ま き か よ 子<br>眞 木 香 代 子  | 久留米市小・中学校PTA 連合協議会 |                              |
|         | の だ ひで き樹<br>野 田 秀 樹    | 久留米市スポーツ協会         |                              |
| 学識経験者   | とどろき てる たか 隆<br>轟 照 隆   | 久留米市議会議員           |                              |
|         | え むら り な 奈<br>江 村 理 奈   | 久留米大学              |                              |
|         | しい やま かつ み 己<br>椎 山 克 己 | 久留米信愛短期大学          |                              |

## 久留米市社会教育委員新旧対照表

| 区 分     | 旧名簿                |                        | 新名簿 (R4.12.1～)      |                        |
|---------|--------------------|------------------------|---------------------|------------------------|
|         | 氏 名                | 所 属                    | 氏 名                 | 所 属                    |
| 学校教育関係者 | まつお きょうこ<br>松尾 京子  | 久留米市小学校長会              | まつお きょうこ<br>松尾 京子   | 久留米市小学校長会              |
| 社会教育関係者 | のぐち ひろふみ<br>野口 裕史  | 久留米市校区まちづくり<br>連絡協議会   | のぐち ひろふみ<br>野口 裕史   | 久留米市校区まちづくり<br>連絡協議会   |
|         | たかみや りゅうじ<br>高宮 隆二 | 久留米市子ども会<br>連合会        | たかみや りゅうじ<br>高宮 隆二  | 久留米市子ども会<br>連合会        |
|         | ながまつ ちえ<br>永松 千枝   | 久留米市女性の会<br>婦人会連絡協議会   | ながまつ ちえ<br>永松 千枝    | 久留米市女性の会<br>婦人会連絡協議会   |
|         | まき かよこ<br>眞木 香代子   | 久留米市小・中学校<br>PTA 連絡協議会 | まき かよこ<br>眞木 香代子    | 久留米市小・中学校<br>PTA 連絡協議会 |
|         | のだ ひでき<br>野田 秀樹    | 久留米市スポーツ協会             | のだ ひでき<br>野田 秀樹     | 久留米市スポーツ協会             |
| 家庭教育関係者 | いなます ひでこ<br>稲益 英子  | 久留米市民生委員<br>児童委員協議会    | ◎いなます ひでこ<br>◎稲益 英子 | 久留米市民生委員<br>児童委員協議会    |
| 学識経験者   | とどろき てるたか<br>轟 照隆  | 久留米市議会議員               | とどろき てるたか<br>轟 照隆   | 久留米市議会議員               |
|         | えむら りな<br>江村 理奈    | 久留米大学                  | えむら りな<br>江村 理奈     | 久留米大学                  |
|         | しいやま かつみ<br>椎山 克己  | 久留米信愛短期大学              | しいやま かつみ<br>椎山 克己   | 久留米信愛短期大学              |

◎久留米市民生委員児童委員協議会所属の委員については、任期が令和3年2月1日～令和5年1月31日である。

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

（目的及び設置）

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定により、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（委員）

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



## 第 4 7 号議案

久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に係る意見の申出の臨時代理について

久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例一部改正に係る意見の申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に係る意見の申出について

久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行等に伴い、職員の定年を引き上げるほか、必要な規定の整備及び条文中の用語の整理を行うため、関係条例の一部を改正し、及び廃止しようとするものである。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う  
関係条例の整備に関する条例

第 1 条 から 第 1 3 条 略

(久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 1 4 条 久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和 2 8 年久留米市条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条 中 第 4 項 を 第 5 項 と し、第 3 項 を 第 4 項 と し、第 2 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

3 第 1 項 の 規 定 に か か わ ら ず、給 与 の う ち 管 理 職 手 当 (定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 (地 方 公 務 員 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 2 6 1 号) 第 2 2 条 の 4 第 3 項 に 規 定 す る 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 を い う。)) に 係 る も の に 限 る。) の 支 給 に つ い て は、教 育 委 員 会 が 別 に 定 め る。

第 1 5 条 略

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条 中 附 則 第 1 3 項 の 改 正 規 定 及 び 附 則 第 1 3 条 の 規 定 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

2 略

第 2 条 から 第 1 4 条 略

(久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 1 5 条 令 和 1 4 年 3 月 3 1 日 ま で の 間、第 1 4 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 久 留 米 市 立 高 等 学 校 教 職 員 の 給 与 等 及 び 勤 務 時 間 そ の 他 の 勤 務 条 件 に 関 す る 条 例 第 3 条 第 3 項 の 規 定 の

適用については、「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。））」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）又は暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年久留米市条例第 号）附則第2条の暫定再任用職員をいう。））」と読み替えるものとする。

久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年条例第21号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略<br/>（給与）</p> <p>第3条 教職員の給与、退職手当、退職一時金、退職年金及び旅費については、福岡県立高等学校の教職員の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、給与のうち地域手当の支給については、久留米市職員給与条例（昭和32年久留米市条例第29号）第10条の2の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「給料及び扶養手当」とあるのは、「給料、管理職手当及び扶養手当」と読み替えるものとする。</p> <p><b>3</b> 給与の支給方法については、久留米市職員給与条例の適用を受ける職員の給与の支給方法を準用する。</p> <p><b>4</b> 第1項の規定にかかわらず、退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納等については、久留米市職員退職手当支給条例（昭和22年久留米市条例第34号）第8条から第8条の8の規定を準用す</p> | <p>○久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略<br/>（給与）</p> <p>第3条 教職員の給与、退職手当、退職一時金、退職年金及び旅費については、福岡県立高等学校の教職員の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、給与のうち地域手当の支給については、久留米市職員給与条例（昭和32年久留米市条例第29号）第10条の2の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「給料及び扶養手当」とあるのは、「給料、管理職手当及び扶養手当」と読み替えるものとする。</p> <p><b><u>3 第1項の規定にかかわらず、給与のうち管理職手当（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）に係るものに限る。）の支給については、教育委員会が別に定める。</u></b></p> <p><del>4</del> 給与の支給方法については、久留米市職員給与条例の適用を受ける職員の給与の支給方法を準用する。</p> <p><del>5</del> 第1項の規定にかかわらず、退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納等については、久留米市職員退職手当支給条例（昭和22年久留米市条例第34号）第8条から第8条の8の規定を準</p> |

る。

第3条の2から第8条 略

用する。

第3条の2から第8条 略

附 則 (抄)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 令和14年3月31日までの間、第14条の規定による改正後の久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例第3条第3項の規定の適用については、「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）又は暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年久留米市条例第 号）附則第2条の暫定再任用職員をいう。）」と読み替えるものとする。



教育委員会後援事業等に関する報告

R4.10.10からR4.11.10受付分まで  
※区分の★は新規に申請があったもの

| No. | 日時                                          | 事業名                                                                                 | 主催者名                            | 場所                                                                                                    | 区分  | 担当課     |
|-----|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 1   | 令和4年10月22日(土)～30日(日)<br>8:00～17:00          | 第36回 スポニチ旗争奪久留米市野球大会                                                                | 全軟久留米市少年野球連盟<br>学童部             | 中干出公園 他9会場                                                                                            | 後援  | 体育スポーツ課 |
| 2   | 令和4年11月20日(日)<br>7:30～14:30                 | スカイフェスタ2022 in 筑後大堰                                                                 | スカイクルーズ、福岡県バン<br>グ・パラグライディング連盟他 | リバーサイドパーク 大堰<br>下流広場 安武                                                                               | 後援★ | 体育スポーツ課 |
| 3   | 令和4年12月4日(日)<br>9:00～17:00                  | 体幹・かけっこ教室                                                                           | 日本トレーニング推進協会                    | 久留米総合スポーツセン<br>ター<br>サブアリーナ                                                                           | 後援★ | 体育スポーツ課 |
| 4   | 令和4年11月5日(土)～6日(日)                          | 2022-23 V.LEAGUE DIVISION<br>III 久留米大会                                              | (一社)日本バレーボール<br>リーグ機構           | 久留米アリーナ                                                                                               | 後援  | 体育スポーツ課 |
| 5   | 令和4年11月5日(土)10:00～12:00                     | みんなのいばしょ キラリ☆ひろ<br>ば 第2回 紙ひこうき大会                                                    | 社会福祉法人グリーンコー<br>プ               | キラリ☆ひろば                                                                                               | 後援  | 学校教育課   |
| 6   | 令和4年11月20日(日) 13:00～17:00                   | ジュニア・ロースクール2022in<br>筑後地区                                                           | 福岡県弁護士会                         | 参加者は全員ZOOMで接<br>続                                                                                     | 後援  | 学校教育課   |
| 7   | 令和4年11月28日(月)13:00～17:00                    | 北筑後地区公立中学校教頭研<br>修会                                                                 | 北筑後地区公立中学校教頭<br>会               | ハynesホテル久留米                                                                                           | 後援  | 学校教育課   |
| 8   | 令和4年9月27日(水)～ 令和4年11月30日<br>(水) 11:00～18:00 | 久留米まちなか美術館2022 め<br>ぐって繋がるまちづくり                                                     | けやきとアートの散歩路                     | Gallery Earl Gray蜚川公園<br>真教寺 市内のCaféやレス<br>トラン                                                        | 後援  | 学校教育課   |
| 9   | 令和4年11月28日(月) 12:00～17:00                   | 福岡県小学校児童画展                                                                          | 久留米市小学校図画工作教<br>育研究会            | 東部:北野小学校体育館<br>中部:上津小学校体育館・<br>南薫小学校体育館<br>南部:みづま体育館                                                  | 後援  | 学校教育課   |
| 10  | 令和4年10月30日(日)13:00～15:30                    | 池の谷 森の音楽会                                                                           | 池の谷自治会                          | 忠霊塔前子ども広場                                                                                             | 後援★ | 学校教育課   |
| 11  | 令和4年11月6日(日) 13:00～17:00                    | 全国 GIGA 利活用推進キャラバ<br>ン<br>～2 年目以降の活用推進に向<br>けた事例紹介とGoogle ツール体<br>験<br>会<br>@ 福岡天神～ | Google for Education            | アークホテルロイヤル福岡<br>天神                                                                                    | 後援★ | 学校教育課   |
| 12  | 令和4年12月4日(日) 9:00～12:00                     | こども餅つき大会                                                                            | 一般社団法人にこにこ人財<br>センター            | にこにこ人財センター敷地<br>内                                                                                     | 後援  | 学校教育課   |
| 13  | 令和4年11月9日(水)～令和5年2月28日(火)<br>10:30～12:00    | ヒューマンアカデミーロボット教室<br>ロボット製作・無料体験会                                                    | ヒューマンアカデミー株式会<br>社              | 〒830-0037 久留米市諏<br>訪野町2162 錦芳ビル2階<br>〒830-0052 久留米市上<br>津町1918-5<br>〒830-0072 久留米市安<br>武町安武本3301 フォーシ | 後援  | 学校教育課   |

| No. | 日時                                                                                  | 事業名                                                                 | 主催者名                     | 場所                                        | 区分  | 担当課                |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------|-----|--------------------|
| 14  | 令和4年11月26日(土) 11:00～16:30                                                           | 11月公開委員会「CHALLENGEJOY<br>～水天宮でYEG秋大祭～」                              | 久留米商工会議所青年部              | 水天宮境内                                     | 後援★ | 学校教育課              |
| 15  | 令和5年3月25日(土)～令和5年5月6日(土)<br>合計5回                                                    | 2023年春「能古島自然教室」                                                     | 能古島青少年育成協会               | 福岡県福岡市西区能古<br>(能古島)島内およびこの<br>しまアイランドパーク内 | 後援  | 学校教育課              |
| 16  | 令和5年2月17日(金)12:30～16:50<br>令和5年2月18日(土)12:30～16:50                                  | 令和4年度福岡教育大学附属久<br>留米小学校研究発表会                                        | 国立大学法人福岡教育大学             | 福岡教育大学附属久留米<br>小学校                        | 後援  | 学校教育課              |
| 17  | ①令和4年11月12日(土)～13日(日)<br>10:00～17:00(時間予定)<br>②令和4年11月23日(水・祝)<br>10:00～16:00(時間予定) | 第2回森のとびらin福岡                                                        | 森のとびらin福岡・佐賀実行<br>委員会    | ①ららぽーと福岡<br>②大濠テラス                        | 後援★ | 生涯学習推進課            |
| 18  | 子どもサミット : 令和4年11月6日(日)<br>9:00～12:00<br>記念式典・講演会: 令和4年11月20日(日)<br>13:00～15:30      | 久留米ユニセフ協会設立55周年<br>記念事業<br>ユニセフ「子どもサミット」in久留<br>米／記念式典・講演会          | 久留米ユニセフ協会                | 久留米商工会館5F大ホー<br>ル、オンライン配信                 | 後援★ | 生涯学習推進課            |
| 19  | 令和4年11月19日(土) 10:00～16:00                                                           | 第12回あきない祭                                                           | あきない祭実行委員会               | あきない通り(中央町・問屋<br>街)・JR久留米駅構内              | 後援  | 生涯学習推進課            |
| 20  | 令和5年1月11日(水)～15日(日) 10:00～<br>17:00                                                 | 第49回久留米連合文化会書道<br>部書作家展                                             | 久留米連合文化会書道部              | 久留米市美術館1階展示<br>室                          | 後援  | 生涯学習推進課            |
| 21  | 令和5年3月18日(土)10:00～17:00                                                             | 土の響きオカリナフェスティバル<br>2023                                             | 土の響きオカリナフェスティ<br>バル実行委員会 | えーるピア久留米 視聴覚<br>ホール                       | 後援★ | 生涯学習推進課            |
| 22  | 令和5年3月1日(水)～5日(日)<br>10:00～17:00(最終日15:00まで)                                        | 第32回現代の書展                                                           | 書友会                      | 久留米市美術館 1階                                | 後援  | 生涯学習推進課            |
| 23  | 令和4年12月4日(日)①10:30開演 ②14:00<br>開演                                                   | NEW GENERATION THE LIVE ウ<br>ルトランデッカー編<br>STAGE3～希望の光に導かれ～<br>in 佐賀 | 鳥栖市文化事業協会                | 鳥栖市民文化会館 大<br>ホール                         | 後援  | 生涯学習推進課            |
| 24  | 令和4年11月26日(土)～27日(日) 10:00～<br>16:00                                                | 第33回九州さつき盆栽展                                                        | 九州さつき愛好会                 | 久留米リサーチパーク                                | 後援  | 生涯学習推進課            |
| 25  | 令和4年12月15日(木)～令和5年1月22日<br>(日)                                                      | 街元氣プロジェクト 第19回まち<br>ゼミ                                              | 久留米商工会議所                 | 中心市街地店舗                                   | 後援  | 生涯学習推進課            |
| 26  | 令和4年12月11日(日)13:30～16:00                                                            | 令和4年度久留米市障害者問題<br>啓発事業<br>地域障害者就労支援セミナー<br>2022                     | 特定非営利活動法人Snetく<br>るめ     | 久留米シティプラザ中会議<br>室                         | 後援  | 生涯学習推進課            |
| 27  | 令和4年11月12日(土)～13日(日)                                                                | 令和4年(65回)田主丸文化祭                                                     | 田主丸文化祭実行委員会              | 田主丸複合文化施設そよ<br>風ホール                       | 後援  | 田主丸総合支所<br>文化スポーツ課 |

## 久留米市立小学校の小規模化への対応状況について

### 1 青峰小学校の対応について

#### (1) 青峰小学校の現状

青峰小は市立小学校44校中、最も小規模化が進んでおり、令和5年度の2・3年生で複式学級が発生し、その後、拡大・固定化する見込みです。

#### <R4.11.1 現在の児童数及び推計値>

|      | 1年 | 2年 | 3年 | 4年  | 5年  | 6年  | 特別支援学級 | 合計  |
|------|----|----|----|-----|-----|-----|--------|-----|
| R4年度 | 7人 | 9人 | 9人 | 11人 | 12人 | 7人  | 8人     | 63人 |
| R5年度 | 9人 | 7人 | 9人 | 10人 | 11人 | 12人 | 4人     | 62人 |

#### (2) 説明会の開催

青峰小学校の保護者や地域の皆様を対象に、説明会を以下のとおり開催し、同校の児童数・学級数の推移、複式学級の教育的課題、「久留米市立小学校小規模化対応方針」の概要、下田・浮島・城島小学校の統合検証結果等について説明します。

| 回 | 日時                      | 対象                                | 場所         |
|---|-------------------------|-----------------------------------|------------|
| 1 | 令和4年12月7日(水)<br>19:00～  | 青峰小保護者の皆様<br>(新1年生の保護者も対象)        | 青峰小<br>体育館 |
| 2 | 令和4年12月13日(火)<br>18:30～ | 青峰校区住民の皆様                         |            |
| 3 | 令和4年12月18日(日)<br>10:00～ | 青峰小保護者・青峰校区住民の<br>皆様(新1年生の保護者も対象) |            |

- ※ 説明内容は3回とも同じです。
- ※ 保護者の皆様には学校を通じてお知らせの文書を配布しています。  
(新1年生の保護者へは郵送しました。)
- ※ 地域の皆様には、12月1日号の広報くるめと一緒に全戸配布します。

## 2 「久留米市立小学校小規模化対応方針」の見直しについて

### (1) 久留米市立小中学校通学区域審議会の開催状況

令和4年11月21日(月)に第2回目の審議会を開催し、久留米市立小学校小規模化対応方針の見直しの提案を行いました。

### (2) 久留米市立小中学校通学区域審議会の今後の予定

今年度内に審議会からの答申を踏まえた検討を行い、市議会にもご相談させていただいた上で、現行の「久留米市立小学校小規模化対応方針」の見直しを行う予定です。

## 令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査結果について

### 1 暴力行為

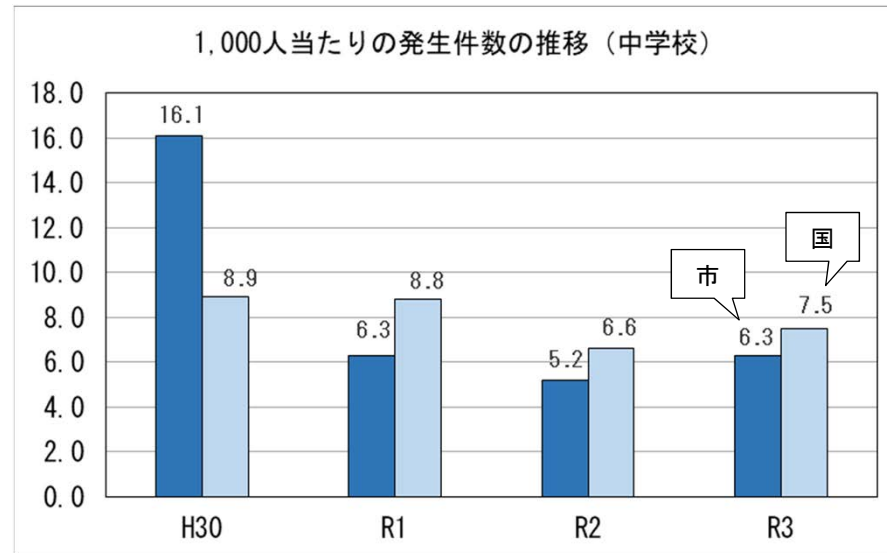
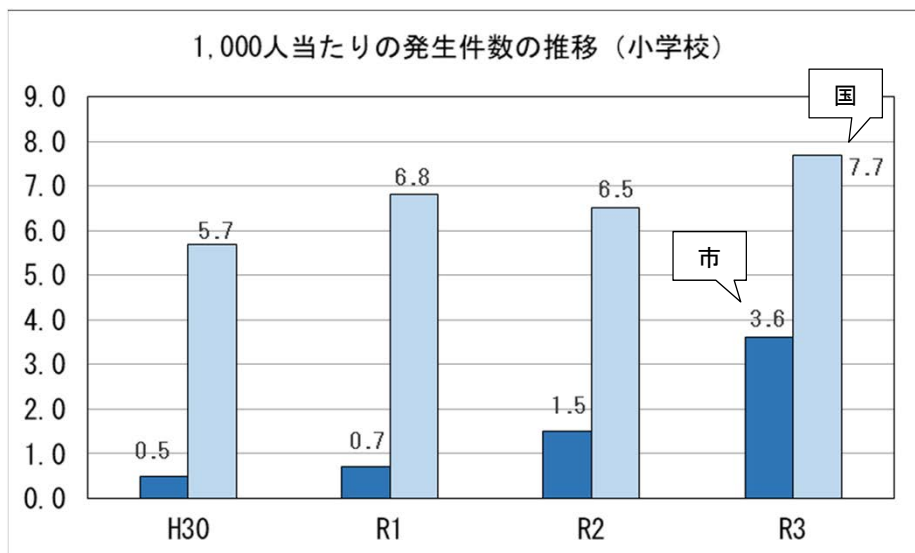
#### 小学校

|   | 項目   | H30    | R1     | R2     | R3     |
|---|------|--------|--------|--------|--------|
| 市 | 発生件数 | 8      | 12     | 26     | 62     |
|   | 発生率  | 0.5    | 0.7    | 1.5    | 3.6    |
| 国 | 発生件数 | 35,910 | 43,614 | 41,056 | 48,138 |
|   | 発生率  | 5.7    | 6.8    | 6.5    | 7.7    |

#### 中学校

|   | 項目   | H30    | R1     | R2     | R3     |
|---|------|--------|--------|--------|--------|
| 市 | 発生件数 | 117    | 47     | 39     | 48     |
|   | 発生率  | 16.1   | 6.3    | 5.2    | 6.3    |
| 国 | 発生件数 | 28,062 | 28,518 | 21,293 | 24,450 |
|   | 発生率  | 9.3    | 8.8    | 6.6    | 7.5    |

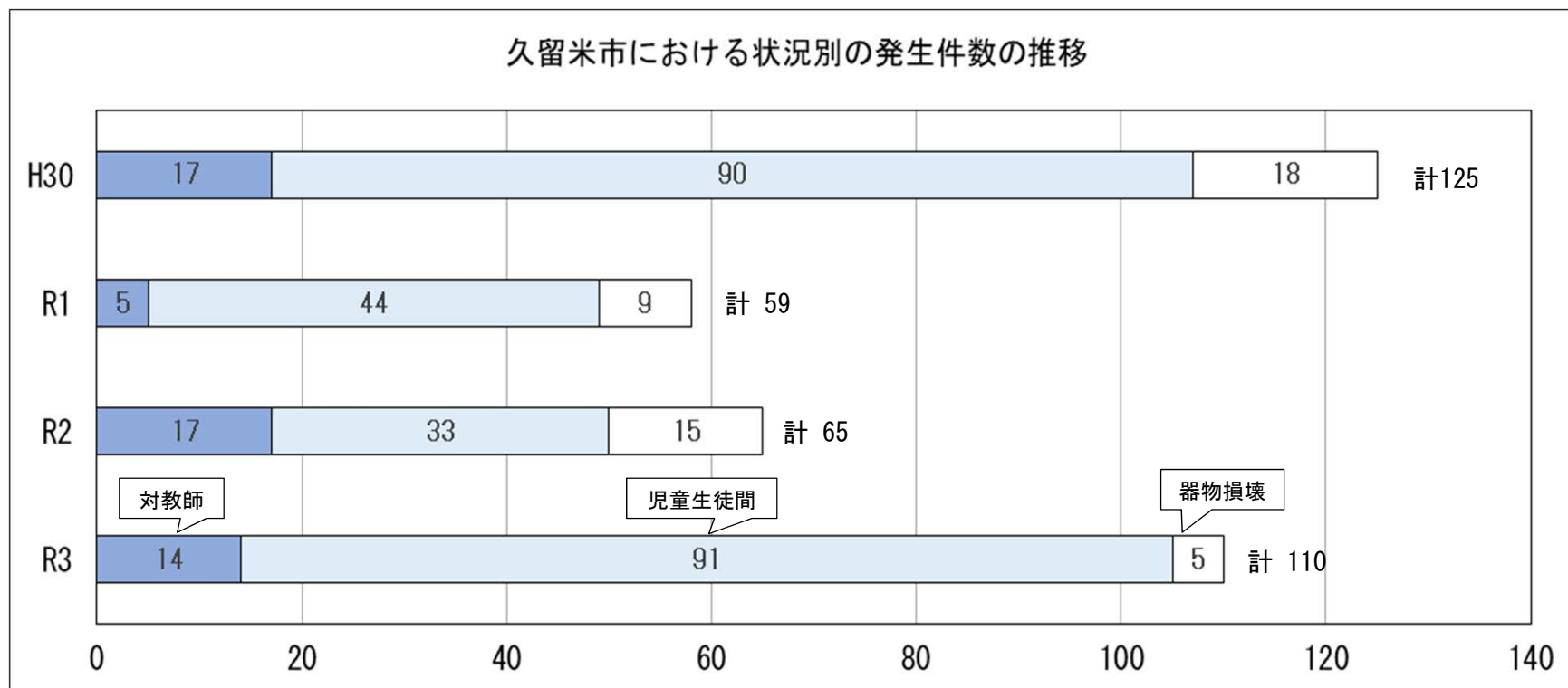
\* 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数です。



### 久留米市における状況別の発生件数（小中合計）

| 項目    | H30 | R1 | R2 | R3  |
|-------|-----|----|----|-----|
| 対教師   | 17  | 5  | 17 | 14  |
| 児童生徒間 | 90  | 44 | 33 | 91  |
| 対人    | 0   | 1  | 0  | 0   |
| 器物損壊  | 18  | 9  | 15 | 5   |
| 合計    | 125 | 59 | 65 | 110 |

### 久留米市における状況別の発生件数の推移



## 2 いじめ

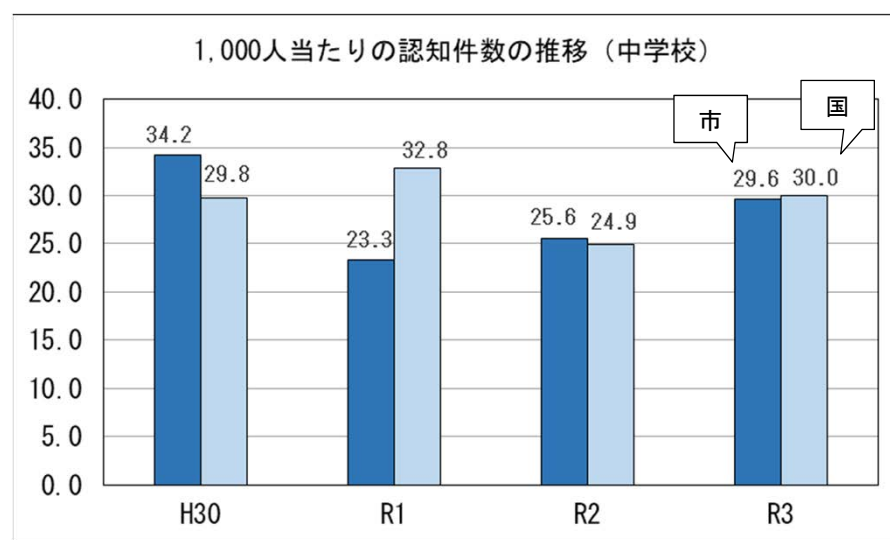
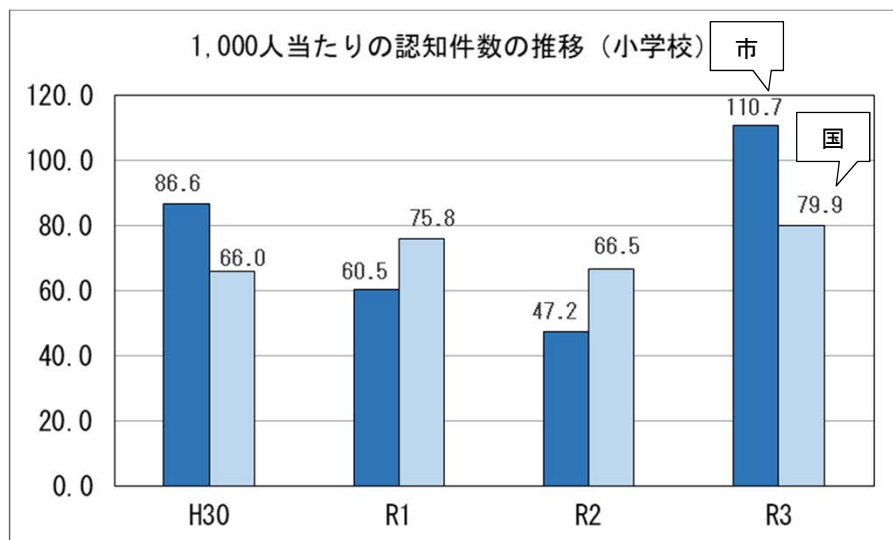
### 小学校

|   | 項目   | H30     | R1      | R2      | R3      |
|---|------|---------|---------|---------|---------|
| 市 | 認知件数 | 1,453   | 1,021   | 806     | 1,888   |
|   | 認知率  | 86.6    | 60.5    | 47.2    | 110.7   |
| 国 | 認知件数 | 425,844 | 484,545 | 420,897 | 500,562 |
|   | 認知率  | 66.0    | 75.8    | 66.5    | 79.9    |

\* 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数です。

### 中学校

|   | 項目   | H30    | R1      | R2     | R3     |
|---|------|--------|---------|--------|--------|
| 市 | 認知件数 | 249    | 174     | 192    | 226    |
|   | 認知率  | 34.2   | 23.3    | 25.6   | 29.6   |
| 国 | 認知件数 | 97,704 | 106,524 | 80,877 | 97,937 |
|   | 認知率  | 29.8   | 32.8    | 24.9   | 30.0   |



いじめの態様（認知件数に対する割合・複数回答可）

小学校

| 区 分                             | 市    | 全国   |
|---------------------------------|------|------|
| 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる     | 61.8 | 57.0 |
| 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする  | 25.2 | 25.0 |
| 仲間はずれ、集団による無視をされる               | 10.3 | 12.3 |
| その他                             | 4.6  | 4.4  |
| 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする | 3.7  | 9.6  |
| 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする   | 2.4  | 5.1  |
| ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする        | 2.1  | 6.3  |
| パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる       | 0.6  | 1.9  |
| 金品をたかられる                        | 0.4  | 0.9  |

中学校

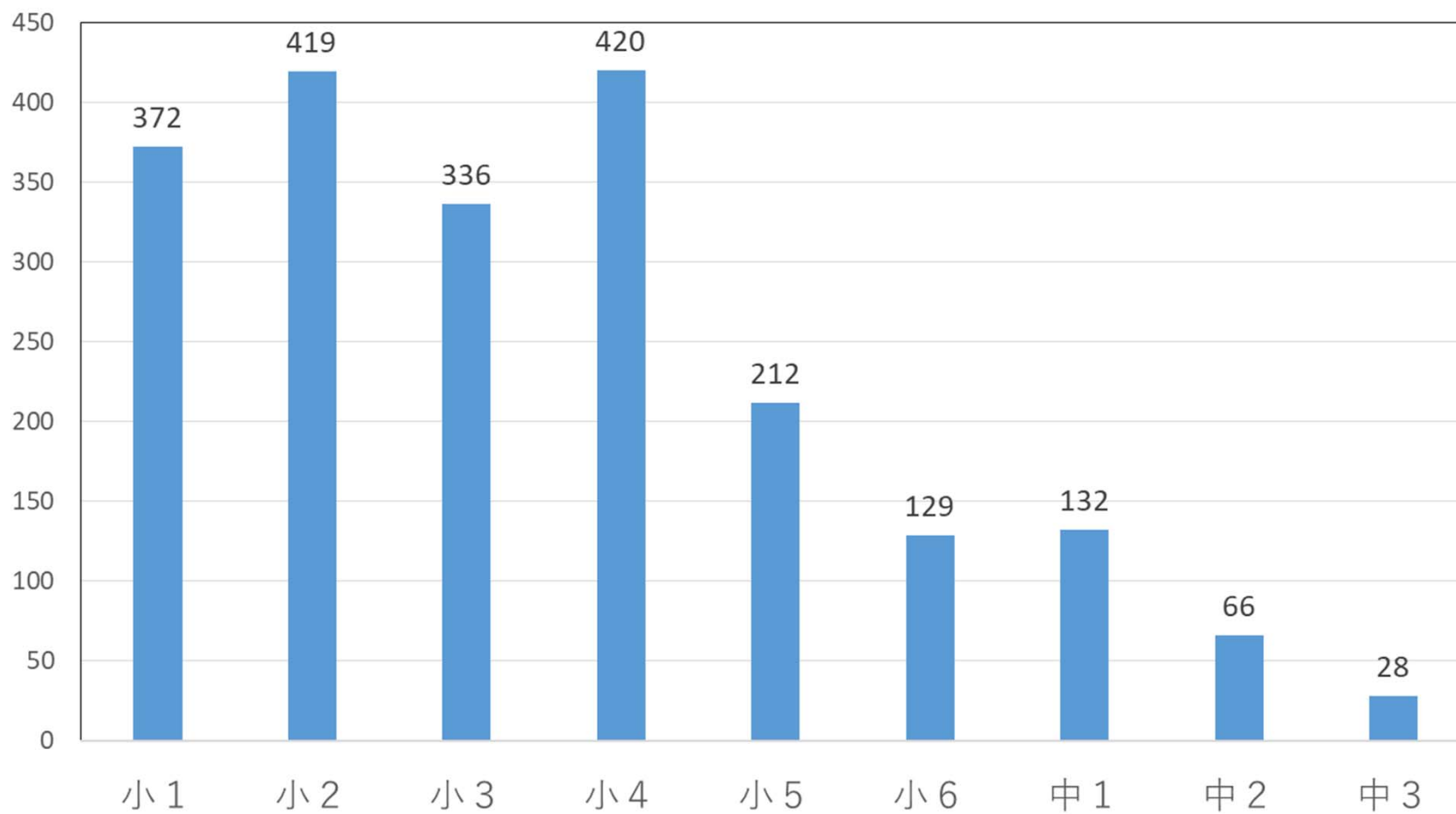
| 区 分                             | 市    | 全国   |
|---------------------------------|------|------|
| 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる     | 63.7 | 62.2 |
| その他                             | 11.1 | 3.4  |
| 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする  | 10.2 | 14.3 |
| ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする        | 10.2 | 4.9  |
| パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる       | 9.7  | 9.9  |
| 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする | 5.3  | 8.2  |
| 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする   | 4.9  | 4.9  |
| 仲間はずれ、集団による無視をされる               | 3.1  | 9.4  |
| 金品をたかられる                        | 0.0  | 0.8  |

\* 市の割合が高い順に記載

\* 複数選択を可とする



### 学年別のいじめ認知件数



### 3 不登校

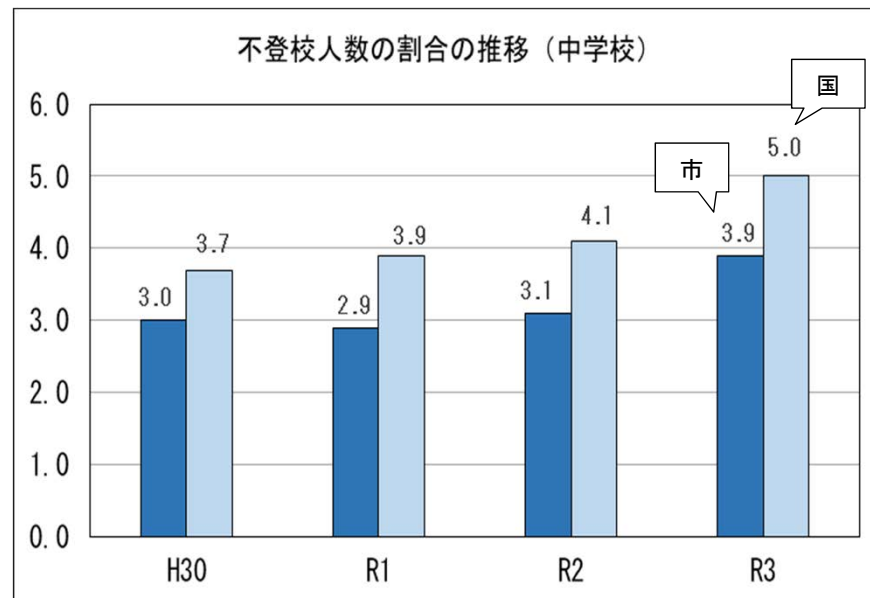
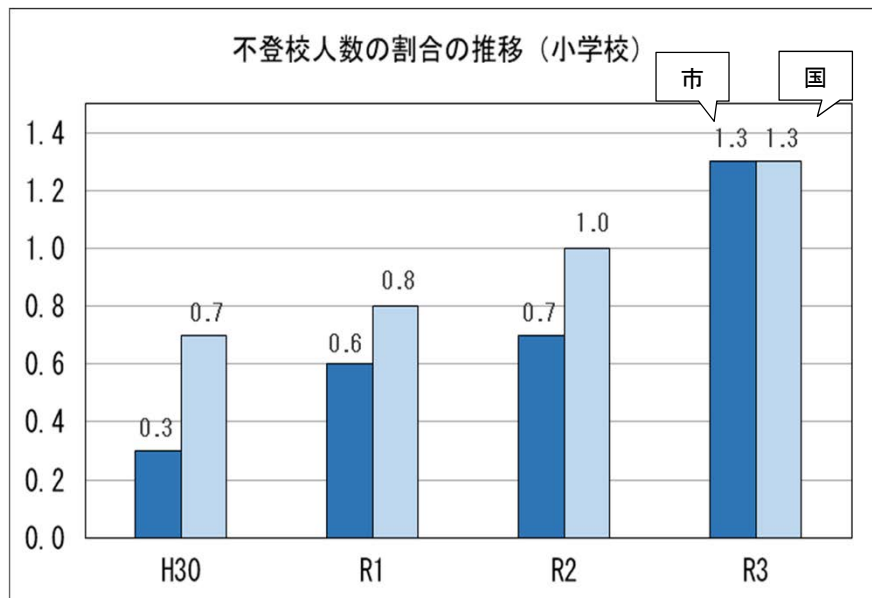
#### 小学校

|   | 項目    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|---|-------|--------|--------|--------|--------|
| 市 | 不登校人数 | 46     | 107    | 136    | 216    |
|   | 割合    | 0.3    | 0.6    | 0.7    | 1.3    |
| 国 | 不登校人数 | 44,841 | 53,350 | 63,350 | 81,498 |
|   | 割合    | 0.7    | 0.8    | 1.0    | 1.3    |

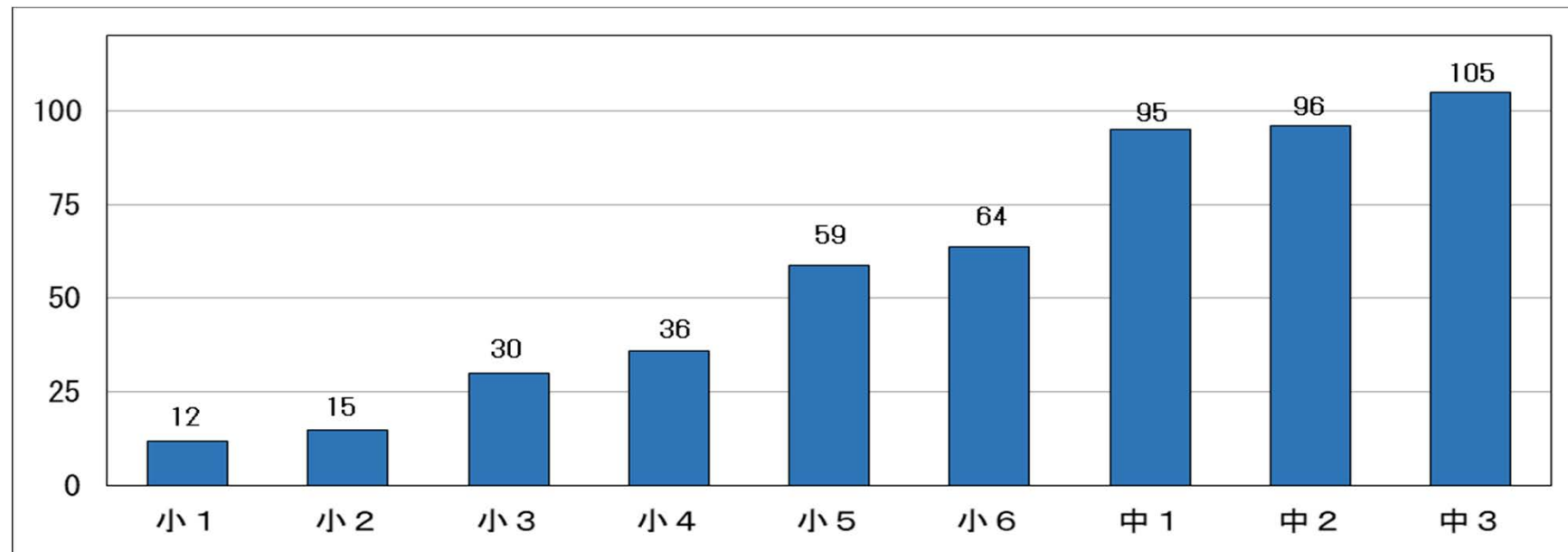
\* 割合は、在籍児童生徒数における不登校人数の割合（%）です。

#### 中学校

|   | 項目    | H30     | R1      | R2      | R3      |
|---|-------|---------|---------|---------|---------|
| 市 | 不登校人数 | 216     | 215     | 229     | 296     |
|   | 割合    | 3.0     | 2.9     | 3.1     | 3.9     |
| 国 | 不登校人数 | 119,687 | 127,922 | 132,777 | 163,442 |
|   | 割合    | 3.8     | 3.9     | 4.1     | 5.0     |



## 学年別の不登校人数の状況



## 不登校からの復帰者の状況

|     | 項目 | H30  | R1   | R2   | R3   |
|-----|----|------|------|------|------|
| 小学校 | 人数 | 23   | 27   | 22   | 51   |
|     | 割合 | 50.0 | 25.2 | 16.2 | 23.6 |
| 中学校 | 人数 | 100  | 112  | 119  | 141  |
|     | 割合 | 46.3 | 52.1 | 51.9 | 47.6 |
| 合計  | 人数 | 123  | 139  | 141  | 192  |
|     | 割合 | 46.9 | 43.2 | 38.6 | 37.5 |

\* 1 割合は、不登校人数における復帰者の割合（%）です。

\* 2 復帰者は、登校できるようになった者及び登校日数が増えた者です。

## 不登校の要因

### 小学校

| 区分                 | 市    | 全国   |
|--------------------|------|------|
| ⑬ 無気力、不安           | 36.1 | 49.8 |
| ⑩ 親子の関わり方          | 16.2 | 13.2 |
| ⑫ 生活リズムの乱れ、あそび、非行  | 14.8 | 13.2 |
| ⑭ その他              | 9.2  | 5.0  |
| ② いじめを除く友人関係をめぐる問題 | 8.8  | 6.1  |
| ⑪ 家庭内の不和           | 5.1  | 1.5  |
| ⑨ 家庭の生活環境の急激な変化    | 2.8  | 3.3  |
| ④ 学業の不振            | 2.3  | 3.2  |
| ③ 教職員との関係をめぐる問題    | 1.9  | 1.8  |
| ⑧ 入学、転編入学、進級時の不適応  | 1.9  | 1.7  |
| ⑦ 学校のきまり等をめぐる問題    | 0.9  | 0.7  |
| ① いじめ              | 0.0  | 0.3  |
| ⑤ 進路に係る不安          | 0.0  | 0.2  |
| ⑥ クラブ活動、部活動等への不適応  | 0.0  | 0.0  |

### 中学校

| 区分                 | 市    | 全国   |
|--------------------|------|------|
| ⑬ 無気力、不安           | 49.3 | 50.1 |
| ⑫ 生活リズムの乱れ、あそび、非行  | 17.9 | 11.2 |
| ② いじめを除く友人関係をめぐる問題 | 11.8 | 11.5 |
| ④ 学業の不振            | 5.1  | 6.1  |
| ⑩ 親子の関わり方          | 4.7  | 5.4  |
| ⑭ その他              | 4.4  | 4.8  |
| ⑨ 家庭の生活環境の急激な変化    | 1.7  | 2.3  |
| ⑪ 家庭内の不和           | 1.7  | 1.7  |
| ⑧ 入学、転編入学、進級時の不適応  | 1.4  | 3.9  |
| ③ 教職員との関係をめぐる問題    | 1.0  | 0.9  |
| ⑤ 進路に係る不安          | 1.0  | 0.8  |
| ① いじめ              | 0.0  | 0.1  |
| ⑥ クラブ活動、部活動等への不適応  | 0.0  | 0.5  |
| ⑦ 学校のきまり等をめぐる問題    | 0.0  | 0.7  |

\* 1 市の割合が高い順に記載

\* 2 区分の項目から1つを選択(単位%)

\* 3 区分中①～⑧は学校に係る状況、⑨～⑪は家庭に係る状況、⑫～⑬は本人に係る状況です。

## 学校給食費の改定について

### 1 改定検討の背景

本市の学校給食では、昨年度までの食材費の値上がりに加え、今年度に入り、さらに急激な食材費の高騰が見られています。代替食材や外国産食材の使用、メニューの削減等により給食を提供してきましたが、成長期の子どもたちに相応しい給食を提供することが困難な状況になっています。

| 状況                                                                                                                                                          | 献立工夫の例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小 1食 231円 (月 4,100円)<br>中 1食 260円 (月 4,600円)<br><br>ポテトのカレー煮<br>大豆とツナのサラダ | > 代替食材や外国産食材等の使用<br><br>牛肉 → 鶏もも肉 → 鶏むね肉 → 加工食品<br>こまつな → もやし<br>> だしの調整で旨味を減らす<br><br>いりこやパイヨンの量を半分に<br>> メニューの削減<br><br>くだもの・デザート・ジャムなど |

### 2 検討委員会の報告

こうした状況を踏まえ、有識者・PTA・教員で構成する久留米市学校給食費改定検討委員会では「成長期に相応しい栄養バランスの取れた給食を提供できる学校給食費」及び「できる限り保護者負担に配慮した学校給食費」を念頭に、令和5年4月分から学校給食費の増額改定を必要とする旨の報告書が取りまとめられました。

|     | 現行   |        | 改定   |        | 差    |         |
|-----|------|--------|------|--------|------|---------|
|     | 1食   | 月額     | 1食   | 月額     | 1食   | 月額      |
| 小学校 | 231円 | 4,100円 | 260円 | 4,600円 | +29円 | +500円   |
| 中学校 | 260円 | 4,600円 | 316円 | 5,600円 | +56円 | +1,000円 |

\* 小学校には特別支援学校小学部を、中学校には特別支援学校中学部及び高等部を含みます。

### 3 関係者への説明について

市教育委員会では、校長会・小学校PTA理事会・中学校PTA理事会において、本市の学校給食を取り巻く状況及び学校給食費の増額改定に関する説明を行いました。

その中では「改定するなら保護者に早めに周知するべき」「十分な栄養摂取ができる給食にしてほしい」「公的な支援を行ってほしい」など、改定の必要性に理解を示すご意見が出された一方で、公的な支援を求める意見もいただきました。

### 4 学校給食支援事業による現在の給食

① 本年6月に議決された補正予算により、国の臨時交付金を活用した学校給食支援事業（予算額 208,826 千円）を実施しており、学校給食の充実を図っています。

② 令和4年11月の中央学校給食共同調理場の献立では、食材を大きいサイズにする、デザートやジャムを付ける、だしの増量、輸入食材を国産に切替（わかめ・里芋）、地場産食材の使用（水菜・チンゲン菜・小松菜）、本来の食材の使用（カレーの豚肉を牛肉に）等を行い、使用する食品数も前年同月より20品目増えました。

|                                                                                    |                                       |                                                                                     |                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
|  |                                       |  |                                       |
| 献立例                                                                                | ごはん、照焼きハンバーグ<br>小松菜のソテー、けんちん汁         | 献立例                                                                                 | キャロットパン、ポテトサラダ、洋梨<br>トマトミートオムレツ、野菜スープ |
| 充実内容                                                                               | ハンバーグ 60g→80g、鶏肉 0→15g<br>小松菜 25g→30g | 充実内容                                                                                | 普通パン → 多様化パン<br>果物を追加                 |

### 5 学校給食費の改定について

こうした状況を踏まえ、小中学校校長会とも協議のうえ、令和5年4月分より、検討委員会の報告書における改定内容を実施することと致します。

今後、全ての保護者に対し、本市の学校給食を取り巻く状況や学校給食費の改定理由について、リーフレットの配付やホームページ等による説明・周知を図ってまいります。

なお、家計への影響を考慮し、令和5年度の学校給食費に対する支援について、検討を行ってまいります。

## 第2回「探究心の炎を燃やそう」子どもの個性あふれる取組について

### 1 趣旨

久留米市教育委員会では、大会やコンクール等で成果を発表する機会が少ない分野において、探究心や好奇心を持って個性あふれる取組をしている児童生徒にスポットを当て、ともに未来を創る「くるめっ子」の育成を進めています。

2回目の実施となった今年度は、前年度応募の19取組から40取組へと2.1倍増加しました。

また、北原ウエルテック株式会社様にご協賛をいただき、北原ウエルテック賞を創設しました。

### 2 入賞

① 応募があった40取組の中から、7つの取組が受賞しました。

| 区分        | 学校・氏名                       | タイトル                              | 備考           |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 特別賞       | 南小5年<br>はらだ りんか<br>原田 稟加    | 小石原焼について                          | 表彰状<br>図書カード |
| 特別賞       | 御井小3年<br>うらえ れお<br>浦江 怜央    | カマキリの一生                           | 表彰状<br>図書カード |
| 奨励賞       | 金丸小5年<br>なかむら ゆうと<br>中村 悠人  | 獣権（動物が生きる権利）について                  | 表彰状<br>図書カード |
| 奨励賞       | 日吉小4年<br>かめかわ ようへい<br>亀川 陽平 | トンボについての研究                        | 表彰状<br>図書カード |
| 奨励賞       | 犬塚小2年<br>もりなが れん<br>森永 漣    | ぼくのすきなやさい                         | 表彰状<br>図書カード |
| 北原ウエルテック賞 | 南薫小4年<br>なかおか いつき<br>中岡 祈希  | LEGENDL Laptop1<br>(ノートパソコンの模型作成) | 工具セット        |
| 北原ウエルテック賞 | 水縄小3年<br>とよふく おうすけ<br>豊福 旺佑 | 科学をけんきゅうしてしょうらいに<br>いかしたい         | パズル          |

② 前年度受賞者の継続研究として、2つの取組が受賞しました。

| 区分    | 学校・氏名                     | タイトル                           | 備考    |
|-------|---------------------------|--------------------------------|-------|
| 特別奨励賞 | 竹野小5年<br>こが たくみ<br>古賀 匠   | 石垣の進捗情報<br>(第1回教育長賞受賞者の継続研究)   | 図書カード |
| 特別奨励賞 | 北野中3年<br>かるこみ るい<br>軽込 瑠衣 | 続 和菓子を知りたい<br>(第1回特別賞受賞者の継続研究) | 図書カード |



## 学校教育の財源確保に向けた取組について

### 1 取組の趣旨

本市の学校教育では、老朽化した学校施設の対応、教職員の働き方改革を推進するための人的支援、GIGAスクール構想に伴う端末や校内ネットワークの維持管理などで多くの予算を活用しています。

こうした中、限られた財源の中でも、子どもたちの教育環境がより充実したものになることを目指し、積極的に財源を確保していこうというスタンスのもと、教育部の若手職員による「財源確保検討部会」を設置し、様々なアイデアを出し合いながら検討を進めているところです。

#### 教育部財源確保検討部会

(組織順)

| 所属    | 補職   | 氏名    | 備考  |
|-------|------|-------|-----|
| 総務    | 事務主査 | 樺島 健太 | 部会長 |
| 学校施設課 | 主任主事 | 西山 真吾 |     |
| 教職員課  | 主任主事 | 古賀 寛章 |     |
| 学校教育課 | 主事   | 白倉 由佳 |     |
| 学校保健課 | 主任主事 | 有吉 栄太 |     |

### 2 現在までの具体的な取組



学校活動に使用する学用品や機器、消耗品等のうち、各学校が希望する物品リストを市公式ホームページ等に掲載します。

企業や団体等の方々が母校や同じ校区内に所在する学校など、ゆかりのある学校を寄付先として指定し、当該物品リストに掲載されている物品を寄付することができます。(指定せずに寄付することもできます。)

#### 【学校が希望する物品の例】



楽器



ボール



学校行専用テント



**未来の学び  
未来の教育へ  
チャレンジ**

教育部 財源確保検討部会

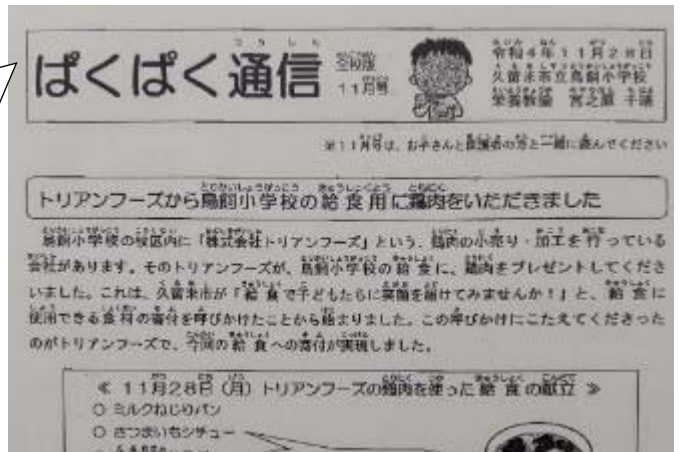
**Solution No.2**  
企業からの給食食材の提供

円安や原油高等による食材費の高騰が続いている中、食肉や野菜などの食材を取り扱っている企業を訪問し、地元の学校の給食で使用する食材の提供をお願いしています。

本年度は、鳥飼校区の㈱トリアンフーズ様より、鳥飼小学校に鶏肉 15 kgが寄贈されました。11月28日の給食で、シチューの具材として出されました。

トリアンフーズで取り扱っている鶏肉は「種鶏」と呼ばれるブロイラーの親鶏で、希少な鶏です。

他の親鶏と比べると、身は軟らかく、コリコリとした歯ごたえが特徴的です。さっと火を通して食べる炒め物や焼肉などに向いていますが、学校給食ということで、しっかり火を通して食べることからシチューに入れました。



教育委員会では、大会等で成果を発表する機会が少ない分野で、探求心や好奇心を持って個性あふれる取組をする子どもを表彰する「探求心の炎を燃やそう」事業を実施しています。

今年度より、北原ウエルテック様にご協賛をいただき、ものづくりの取組を行う子どもに「北原ウエルテック賞」を設け、副賞を提供していただく予定です。

**未来の学び  
未来の教育へ  
チャレンジ**

教育部 財源確保検討部会

**Solution No.3**  
事業・イベントへの協賛

### 北原ウエルテック賞

| 学校・氏名          | タイトル                              | 副賞    |
|----------------|-----------------------------------|-------|
| 南薫小4年<br>中岡 祈希 | LEGENDL Laptop1<br>(ノートパソコンの模型作成) | 工具セット |
| 水縄小3年<br>豊福 旺佑 | 科学をけんきゅうして<br>しょうらいにいかしたい         | パズル   |



この他にも、みんなで  
アイデア練ってます

